

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
生活保護法及び中国残留法人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定	(福祉指導課) 1
種畜証明書の書換え交付の通報	(畜産振興課) 1
基本測量の実施の通知	(用地対策課) 1
公共測量の実施の通知	() 1
道路の区域変更	(道路課) 1
建築基準法による道の指定	(建築指導課) 1
争議行為の予告	(雇用労働政策課) 6・10揭示 1
特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活・男女共同参画課) 6・11揭示 2
土地改良区の定款変更の認可	(農業基盤課) 2
開発行為に関する工事の完了(2件)	(都市計画課) 2
高知県収用委員会公告	
収用の裁決手続の開始の決定	2
収用及び使用の裁決手続の開始の決定(2件)	3
公示による送達	4

告 示

高知県告示第414号

生活保護法(昭和25年法律144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

平成20年6月20日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 所在地 指定年月日

訪問看護ステーション 南国市大桶甲1253-1 中澤八 平20・5・1 ションドリーム イム1階

チーム

高知県告示第415号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第8条第1項の規定により、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を書換え交付した旨の通報があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成20年6月20日

高知県知事 尾崎 正直

種畜証明書番号等	申請の事由	変更後	変更前
平19高知県第28号 北若(全和04子高褐402) 牛 褐毛和種	種畜の飼養者の住所及び氏名の変更	安芸郡田野町池地 伸之	高岡郡佐川町高知県畜産試験場
平19高知県第33号 嶺北栄(全和褐原101) 牛 褐毛和種	種畜の飼養者の住所及び氏名の変更	高岡郡佐川町高知県畜産試験場	安芸郡田野町池地 伸之

高知県告示第416号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法(昭和24年法律第188号)第14条第3項の規定により告示する。

平成20年6月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 作業種類
基本測量(ジオイド測量)
- 作業期間
平成20年7月1日から同年9月30日まで
- 作業地域
室戸市、土佐清水市、香南市、高岡郡四万十町及び佐川町並びに幡多郡大月町

高知県告示第417号

高知市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成20年6月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 作業種類
公共測量(潮江西部土地区画整理事業)
- 作業期間
平成20年6月10日から平成21年3月15日まで
- 作業地域
高知市棧橋通二丁目、百石町二丁目、百石町三丁目、塩屋崎町二丁目及び北竹島町字ソゲ田中ノ丸の各一部

高知県告示第418号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成20年6月20日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年6月20日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 国道
- 路線名 321号
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
幡多郡大月町弘見字野中1348番から幡多郡大月町弘見字トラゲノ下タ3814番6まで	前	6.7 24.0	1,065
	後	12.0 55.6	1,065

高知県告示第419号

次の道を建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第2項の規定により指定する。

平成20年6月20日

高知県知事 尾崎 正直

南国市岡豊町中島字石ヶ坪1294番2地先から1299番2地先に至る延長42メートルの道

公 告

平成20年6月9日付けをもって厚生年金高知りハビリテーション病院内健保労組高知病院支部支部長熊澤幸子から次のとおり争議行為を行う場合がある旨の通知があったので、公表する。

平成20年6月10日(揭示済)

高知県知事 尾崎 正直

- 1 事件
 - (1) 夏期一時金について
 - (2) 夏期休暇について
 - (3) その他の要求について
- 2 日時

平成20年6月20日午前零時以降、本問題の要求解決に至るまでの期間
- 3 場所

厚生年金高知リハビリテーション病院施設の全職場及び敷地
- 4 争議行為の概要

3の場所の全体又は一部において、すべての業務の停止等のあらゆる形の争議行為及びこれに対する妨害排除のための争議行為を単独又は併用して行う。ただし、救急患者及び入院中の重症患者のための保安要員は配慮する。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成20年6月11日から2月間高知県文化環境部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成20年6月11日(掲示済)

高知県知事 尾崎 正直

申請のあった年月日	定款変更に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成20年6月11日	特定非営利活動法人動物ネットワーク	岩戸 一代	高知市大川筋二丁目6番28号	この法人は、動物の適正な飼育と繁殖制限を推進することによって不幸な動物達を減らし、人と動物が平和に共存できる健全なまちづくりの活動を行うと共に、地方自治体等と協調して社会教育の推進を図り社会全体の利益に寄与することを目的とする。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、高知市高須長場江左右工門丸土地改良区の定款の変更を平成20年6月11日に認可した。

平成20年6月20日

高知県知事 尾崎 正直

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成20年6月20日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成20年4月28日 20高都計第47号	南国市立田字石佛524番1	南国市立田551番地6 北村 清太

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成20年6月20日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成20年5月29日 20高都計第120号	南国市下末松字高屋ノ西445番2	高知市百石町三丁目14番1号 株式会社 島土地 代表取締役 島 裕美

取用委員会公告

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成20年6月20日

高知県収用委員会会長 岡村 直彦

- 1 起業者の名称

国土交通大臣
- 2 事業の種類

一級河川仁淀川水系波介川改修工事(波介川河口導流事業・高知市春野町西畑字平床割地内から土佐市用石字アイノ山地内まで)
- 3 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

高知市春野町西畑地内

字	地番	地目		地積		裁決手続の開始を決定した土地の面積
		登記簿	現況	登記簿	実測	
新割	1521番	雑種地	原野	3,438㎡	2,407.86㎡	2,407.86㎡
			雑種地		1,270.80㎡	

収用の裁決手続の開始を決定した土地の区域は、別図のとおりである。

(「別図」は、省略し、高知県収用委員会事務局において縦覧に供する。)

- 4 土地所有者の住所及び氏名

不明。ただし、登記簿表題部所有者

 - 住所不明 持分91分の1 岩本忠吾
 - 住所不明 持分91分の1 野村傳次
 - 住所不明 持分91分の1 野村覺右衛門
 - 住所不明 持分91分の1 矢野銀太郎
 - 住所不明 持分91分の1 野村金次
 - 住所不明 持分91分の1 岩本八吾
 - 住所不明 持分91分の1 矢野世喜
 - 住所不明 持分91分の1 曾和英保
 - 住所不明 持分91分の1 柳井樟次
 - 住所不明 持分91分の1 矢野新藏
 - 住所不明 持分91分の1 野村兼次
 - 住所不明 持分91分の1 西野慶太郎
 - 住所不明 持分91分の1 片山岩次
 - 住所不明 持分91分の1 矢野俊兄
 - 住所不明 持分91分の1 竹山儀太郎
 - 住所不明 持分91分の1 片山新太郎

住所不明 持分91分の1 矢野慶太郎
 住所不明 持分91分の1 小島賢吾
 住所不明 持分91分の1 片山助右衛門
 住所不明 持分91分の1 野村源太郎
 住所不明 持分91分の1 小島弥三郎
 住所不明 持分91分の1 矢野久万次
 住所不明 持分91分の1 野村茂助
 住所不明 持分91分の1 児島竹吾
 住所不明 持分91分の1 柳井十藏
 住所不明 持分91分の1 矢野兼太郎
 住所不明 持分91分の1 岩本芳吾
 住所不明 持分91分の1 野村義八
 住所不明 持分91分の1 野村兼松
 住所不明 持分91分の1 柳井馬次
 住所不明 持分91分の1 片山友右衛門
 住所不明 持分91分の1 竹崎恵三郎
 住所不明 持分91分の1 矢野金吾
 住所不明 持分91分の1 片山綱太郎
 住所不明 持分91分の1 矢野常吾
 住所不明 持分91分の1 片山貞次
 住所不明 持分91分の1 濱田銀次
 住所不明 持分91分の1 前田十四郎
 住所不明 持分91分の1 濱田寿吉
 住所不明 持分91分の1 野村喜平太
 住所不明 持分91分の1 矢野宗次
 住所不明 持分91分の1 片山駒太郎
 住所不明 持分91分の1 柳井直次
 住所不明 持分91分の1 柳井清吾
 住所不明 持分91分の1 下村要助
 住所不明 持分91分の1 濱野安治
 住所不明 持分91分の1 前田喜久馬
 住所不明 持分91分の1 前田長平
 住所不明 持分91分の1 前田幸藏
 住所不明 持分91分の1 竹崎元次
 住所不明 持分91分の1 西村伊三郎
 住所不明 持分91分の1 吉永芳藏
 住所不明 持分91分の1 吉永喜久馬
 住所不明 持分91分の1 小島丹次
 住所不明 持分91分の1 野村菊次
 住所不明 持分91分の1 吉永甚六
 住所不明 持分91分の1 矢野鹿
 住所不明 持分91分の1 濱田楠馬
 住所不明 持分91分の1 島村宗造
 住所不明 持分91分の1 矢野実平

住所不明 持分91分の1 野村仙次
 住所不明 持分91分の1 矢野義八
 住所不明 持分91分の1 片山刃吾
 住所不明 持分91分の1 柳井作次
 住所不明 持分91分の1 柳井万助
 住所不明 持分91分の1 柳井平次
 住所不明 持分91分の1 野村爲七
 住所不明 持分91分の1 野村弥五右衛門
 住所不明 持分91分の1 前田重太郎
 住所不明 持分91分の1 前田太平
 住所不明 持分91分の1 野村円次
 住所不明 持分91分の1 竹崎宗十郎
 住所不明 持分91分の1 西村芳吾
 住所不明 持分91分の1 野村彦六
 住所不明 持分91分の1 岩本友吾
 住所不明 持分91分の1 竹崎左次太郎
 住所不明 持分91分の1 岩本百次
 住所不明 持分91分の1 前田礼次
 住所不明 持分91分の1 門脇幸吉
 住所不明 持分91分の1 野村亀太郎
 住所不明 持分91分の1 野村弥太郎
 住所不明 持分91分の1 濱田芳吾
 住所不明 持分91分の1 矢野小三郎
 住所不明 持分91分の1 矢野爲次
 住所不明 持分91分の1 野村伴次
 住所不明 持分91分の1 野村兼太郎
 住所不明 持分91分の1 小島福馬
 住所不明 持分91分の1 野村源次
 住所不明 持分91分の1 野村勇四郎
 住所不明 持分91分の1 前田熊治

5 土地に関して権利を有する関係人の住所、氏名及びその権利の種類
なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日
平成20年6月4日

~~~~~

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。  
平成20年6月20日

高知県収用委員会会長 岡村 直彦

1 起業者の名称  
国土交通大臣

2 事業の種類

一級河川仁淀川水系波介川改修工事(波介川河口導流事業・高知市春野町西畑字平床割地内から土佐市用石字アイノ山地内まで)

3 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等  
高知市春野町西畑地内

| 字   | 地番       | 地目  |     | 地積   |         | 裁決手続の開始を決定した土地の面積 |
|-----|----------|-----|-----|------|---------|-------------------|
|     |          | 登記簿 | 現況  | 登記簿  | 実測      |                   |
| 平床割 | 2114番62  | 畑   | 雑種地 | 72㎡  | 77.10㎡  | 1.43㎡             |
|     | 2114番105 | 畑   | 雑種地 | 340㎡ | 363.73㎡ | 7.26㎡             |

収用の裁決手続の開始を決定した土地の区域は、別図のとおりである。  
(「別図」は、省略し、高知県収用委員会事務局において縦覧に供する。)

4 使用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等  
高知市春野町西畑地内

| 字   | 地番       | 地目  |     | 地積   |         | 裁決手続の開始を決定した土地の面積 |
|-----|----------|-----|-----|------|---------|-------------------|
|     |          | 登記簿 | 現況  | 登記簿  | 実測      |                   |
| 平床割 | 2114番62  | 畑   | 雑種地 | 72㎡  | 77.10㎡  | 0.35㎡             |
|     | 2114番105 | 畑   | 雑種地 | 340㎡ | 363.73㎡ | 1.85㎡             |

使用の裁決手続の開始を決定した土地の区域は、別図のとおりである。  
(「別図」は、省略し、高知県収用委員会事務局において縦覧に供する。)

5 土地所有者の住所及び氏名  
登記名義人 亡松岡亀吾 相続人

大分県大分市大平586番地の1

持分8分の1 松岡 ムツヨ  
 東京都目黒区青葉台三丁目5番9-602号 ノーツ目黒青  
 葉台 持分84分の1 松岡 昭二  
 香南市赤岡町1428番地33 持分224分の1 松岡 智子  
 香南市赤岡町1428番地33 持分448分の1 松岡 和希  
 香南市赤岡町1428番地33 持分448分の1 松岡 友希  
 上記 松岡和希及び松岡友希 未成年につき法定代理人  
 親権者  
 香南市赤岡町1428番地33 松岡 智子  
 土佐市新居973番地 持分48分の1 松岡 洋子  
 東京都大田区南馬込五丁目13番22号  
 持分48分の1 村山 美代  
 高知市一宮東町三丁目5番26号  
 持分48分の1 豊永 耕三  
 高知市大津乙329番地10 持分48分の1 野崎 千代美  
 高知市常屋町一丁目15番6号 橋方  
 持分48分の1 吉橋 るい  
 大阪府堺市西区浜寺石津町東二丁目2番11-106号  
 持分12分の1 佐井 博  
 土佐市新居141番地の4 持分12分の1 市木 俊一  
 高知市口細山206番地25 持分12分の1 戸梶 佐代子  
 土佐市新居148番地 持分4分の1 中内 亀喜  
 土佐市新居978番地2 持分4分の1 松岡 浅野

- 6 土地に関して権利を有する関係人の住所、氏名及びその権利の種類  
 なし  
 7 裁決手続の開始を決定した年月日  
 平成20年6月4日

~~~~~  
 土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり
 公告する。
 平成20年6月20日
 高知県収用委員会会長 岡村 直彦

- 1 起業者の名称
 国土交通大臣
 2 事業の種類
 一級河川仁淀川水系波介川改修工事(波介川河口導流事業・
 高知市春野町西畑字平床割地内から土佐市用石字アイノス山地
 内まで)
 3 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及
 び地積等
 高知市春野町西畑地内

字	地番	地目		地積		裁決手続 の開始を 決定した 土地の面 積
		登記簿	現況	登記簿	実測	
本割	1524番 14	畑	原野	254㎡	271.78㎡	228.34㎡

収用の裁決手続の開始を決定した土地の区域は、別図のとおり
 である。
 (「別図」は、省略し、高知県収用委員会事務局において縦
 覧に供する。)
 4 使用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及
 び地積等
 高知市春野町西畑地内

字	地番	地目		地積		裁決手続 の開始を 決定した 土地の面 積
		登記簿	現況	登記簿	実測	
本割	1524番 14	畑	原野	254㎡	271.78㎡	2.04㎡

使用の裁決手続の開始を決定した土地の区域は、別図のとおり
 である。
 (「別図」は、省略し、高知県収用委員会事務局において縦
 覧に供する。)

- 5 土地所有者の住所及び氏名
 登記名義人 亡土居馬吉 相続人
 高知市春野町東諸木3313番地 持分24分の1 徳平 榮一
 大阪府豊中市曽根東町二丁目3番13号
 持分24分の1 出口 武
 大阪府大阪市東成区大今里南三丁目4番20号
 持分48分の1 徳能 静夫
 居所不明。ただし、住民票住所
 広島県呉市川尻町東一丁目13番25-204号
 持分48分の1 徳能 洋一
 大阪府堺市堺区永代町二丁目1番6号
 持分8分の1 牧口 瞳
 香美市土佐山田町東本町四丁目1番23号
 持分24分の1 濱田 千代

長岡郡大豊町梶ケ内654番地2

持分24分の1 横山 容子
 茨城県ひたちなか市はしかべー丁目23番19号
 持分24分の1 今西 龍一
 高知市曙町一丁目12番11号 持分32分の1 吉永 和子
 高知市口細山206番地210 持分32分の1 土居 義和
 土佐市高岡町乙719番地15 持分32分の1 土居 信夫
 高知市春野町仁ノ389番地1 持分32分の1 野村 洋子
 埼玉県上尾市上尾村1287番地 センチュリー上尾502
 持分32分の1 池 忠揮
 広島県広島市中区江波東二丁目2番1-407号
 持分32分の1 松浦 律
 香美市土佐山田町2283番地10 栗山アパート1階西
 持分108分の5 大野 雪子
 高知市南宝永町12番2号 コーポフローラ1号
 持分216分の7 近藤 節子
 大阪府大阪市東淀川区上新庄一丁目4番3号 上新庄ハイ
 ツ101号 持分108分の5 大野 英夫
 兵庫県神戸市東灘区住吉宮町六丁目15番1-305号
 持分8分の1 阿部 初代
 東京都葛飾区細田二丁目6番21号
 持分72分の1 上田 和子
 東京都練馬区羽沢二丁目27番7号
 持分432分の23 山根 豊子
 東京都足立区足立一丁目35番12号
 持分216分の1 吉田 三和子
 住所不明 持分432分の23 上田 弘稔
 持分16分の1 亡川内英子 相続人不明。ただし、亡川内
 英子の相続人 持分16分の1 亡川内英子の相続人

- 6 土地に関して権利を有する関係人の住所、氏名及びその権利
 の種類
 なし
 7 裁決手続の開始を決定した年月日
 平成20年6月4日

~~~~~  
 土地収用法(昭和26年法律第219号)第66条第3項の規定によ  
 り送達すべき次の書類は、高知県収用委員会事務局において保管  
 しているので、次の者は、出頭の上その交付を受けてください。  
 なお、当該書類を受領しないときは、平成20年6月27日をもっ  
 て同項の規定による送達があったものとみなされます。  
 平成20年6月20日  
 高知県収用委員会会長 岡村 直彦

- 1 書類の種類  
 平成20年6月4日付け権利取得及び明渡しの裁決書

2 書類の交付を受ける者の住所及び氏名  
土佐市新居字北ノ丸5313番、5316番及び5321番の土地の所有者のうち次の者

|      |       |
|------|-------|
| 住所不明 | 松岡 春壽 |
| 住所不明 | 松岡 正夫 |
| 住所不明 | 松岡 次郎 |
| 住所不明 | 松岡 三郎 |